

平成 26 年 3 月 28 日

## 新日鐵住金株式会社及び東邦チタニウム株式会社の 産業競争力強化法に基づく特定事業再編計画を認定しました

経済産業省は、本日、新日鐵住金株式会社及び東邦チタニウム株式会社から提出された産業競争力強化法に基づく「特定事業再編計画」を認定しました。当該計画は、新日鐵住金株式会社の完全子会社である日鉄住金直江津チタン株式会社が、新日鐵住金株式会社から吸収分割により EB 炉に関する事業を承継するとともに、東邦チタニウム株式会社から出資を受け、両社の高い技術等を融合することで、今後需要の拡大が見込まれる航空機向けチタン合金市場において、競争力のある高品質チタン合金の供給を拡大していくことを目指しています。

### 1. 特定事業再編計画の認定

新日鐵住金株式会社及び東邦チタニウム株式会社から提出された「特定事業再編計画」について、産業競争力強化法第 26 条第 4 項の規定に基づき審査した結果、同法第 2 条第 12 項に規定する特定事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「特定事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、新日鐵住金株式会社からの吸収分割及び東邦チタニウム株式会社からの出資に伴う資本金の増加、不動産の登記に係る登録免許税の軽減措置、並びに事業再編促進税制を受けることが可能となります。

### 2. 特定事業再編計画の実施時期

開始時期 平成 26 年 4 月 ～ 終了時期 平成 36 年 3 月

### 3. 申請者の概要

名 称: 新日鐵住金株式会社

資 本 金: 419,524 百万円

代 表 者: 代表取締役会長 兼 CEO 宗岡 正二

本社所在地: 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号

名 称: 東邦チタニウム株式会社

資 本 金: 11,963 百万円

代 表 者: 代表取締役社長 杉内 清信

本社所在地: 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目 3 番 5 号

(参考) 法律・関連した支援制度の詳細は下記特設 URL をご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/index.html)

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局 非鉄金属課長 及川

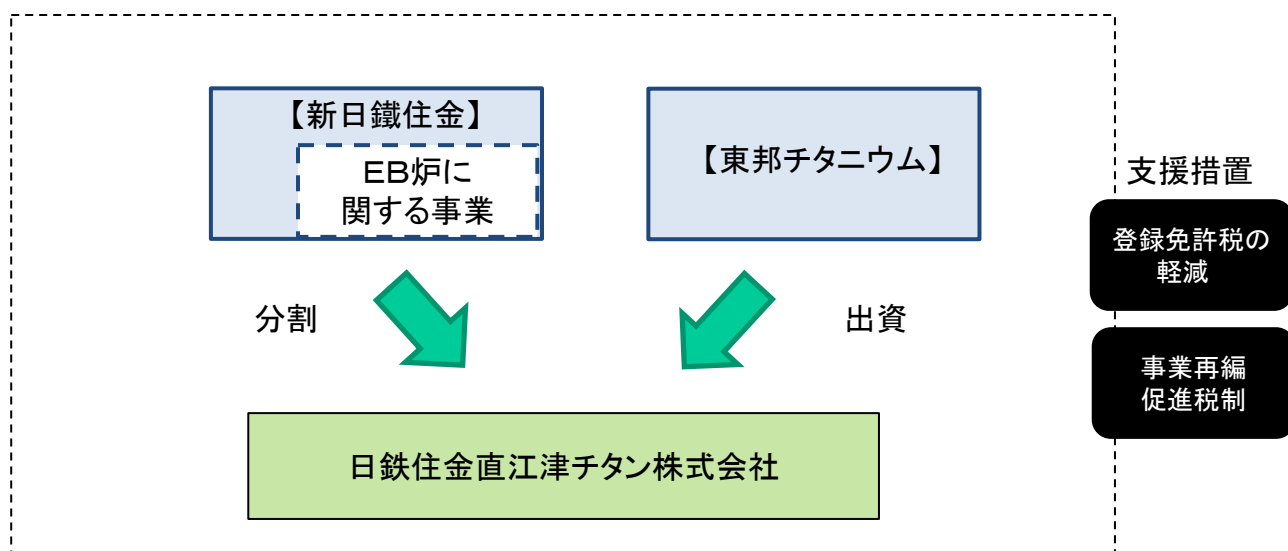
担当者: 白井、中澤、松尾

電 話: 03-3501-1511(内線 3681~4)/03-3501-1794(直通)

## 新日鐵住金株式会社と東邦チタニウム株式会社の 特定事業再編計画のポイント

新日鐵住金株式会社の完全子会社である日鉄住金直江津チタン株式会社は、新日鐵住金株式会社直江津製造所において実施されているEB炉に関する事業を吸収分割により承継する。また、VAR炉を新規購入するとともに、東邦チタニウム株式会社に対して、第三者割当増資を実施する。

新日鐵住金株式会社が保有するEB炉の設備とそれに係る技術・ノウハウ、東邦チタニウム株式会社が保有する溶解に係る技術・ノウハウといった経営支援を受け、これらの技術等を融合させることで、各社の強みを生かして、高品質かつ競争力のあるチタン合金製造基盤を構築し、世界の航空機向けチタン合金市場において高品質チタン合金の供給ビジネスを拡大させる。



### 【経営支援】

・新日鐵住金および東邦チタニウムは当該事業の知見を有する役職員の派遣を行い、また、新日鐵住金は保有するEB炉の設備とそれに係る技術・ノウハウ、東邦チタニウムは保有する溶解に係る技術・ノウハウについても支援を行う。

### 【生産性の向上】

・従業員1人あたりの付加価値額を1.93倍に向上させる。

### 【新たな需要の相当程度の開拓】

・統合により可能となった新生産方式の導入により商品1単位当たりの製造原価を9%削減する。これにより、高品質かつ競争力のある航空機向けチタン合金の外国における売上高を拡大する。

### 【計画の実施期間】

・平成26年4月～平成36年3月

## 様式第二十七（第18条関係）

### 認定特定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日  
平成26年3月28日
2. 認定事業者名  
新日鐵住金株式会社  
東邦チタニウム株式会社
3. 認定特定事業再編計画の目標
  - (1) 特定事業再編に係る事業の目標  
新日鐵住金株式会社（以下、「新日鐵住金」）と東邦チタニウム株式会社（以下、「東邦チタニウム」）は、今後需要の拡大が見込まれる航空機分野向けのチタン合金の製造に対応すべく、日鐵住金直江津チタン株式会社（以下、「日鐵住金直江津チタン」）を設立し、共同で運営することに合意しています。  
日鐵住金直江津チタンは、新日鐵住金が直江津製造所にて営むEB炉に関する事業を吸収分割により承継し、また、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズが保有するVAR炉（2基）を購入、移設することで溶解製造体制を整えます。さらに、東邦チタニウムとの合併事業として運営することで、東邦チタニウムの持つ優れたチタン溶解技術を活用し、世界的に競争力がある素材製造基盤を構築します。  
航空機分野向けのチタン合金の製造には、多様なスクラップが活用でき原料選択における競争力のあるEB炉（Electron Beam Furnace）と成分の均質性が確保できるVAR炉（Vacuum Arc Remelting Furnace）の両炉を有する製造体制が最適とされています。  
世界の航空機用チタンマーケットに対し、この溶解製造体制で生産される高品質かつ競争力の有るチタン合金の供給ビジネスを拡大させていきます。
  - (2) 生産性の向上を示す数値目標  
計画の対象となる事業の生産性の向上としては、基準年度の平成24年度に対して、3年後の平成27年度における従業員1人当たりの付加価値を、1.93倍へ増加させることを目標とします。
4. 認定特定事業再編計画に係る特定事業再編の内容
  - (1) 特定事業再編に係る事業の内容
    - ①特定事業再編により行う事業  
航空機向けチタン合金の製造および販売

<組み合わせる経営資源の内容>

  - ・新日鐵住金  
直江津製造所にて営むEB炉に関する事業を、東邦チタニウムとの統合の準備会社として設立した日鐵住金直江津チタンに吸収分割
  - ・東邦チタニウム  
日鐵住金直江津チタンへの金銭出資

当該事業は、現状は供給が需要を上回っていますが、新興国を中心とした旅客増、高燃費新鋭機への代替増等により、今後持続的に航空機の需要が拡大していくことで、供給余力が縮小し、需給がタイトになっていく見込みです。従って、当該事業分野は過剰供給構造ではなく、当該特定事業再編計画による生産性の向上は、当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれます。また、拡大する需要を捕捉していくため、一般消費者及び関連事業者の既存の利益を不当に害する恐れもありません。

## ②組み合わせる経営資源を一体的に活用する方策

新日鐵住金が完全子会社となる日鉄住金直江津チタンを東邦チタニウムとの事業再編のための準備会社として設立しています。今後、新日鐵住金が直江津製造所において遂行するEB炉に関する事業を当該子会社に承継させる会社分割を行ったうえで、当該新会社が東邦チタニウムに対して第三者割当増資を実施します。これにより、日鉄住金直江津チタンの出資比率を新日鐵住金66%、東邦チタニウム34%の合弁会社とすることで、2社が有する経営資源を組み合わせます。

### (事業の構造の変更)

- ・日鉄住金直江津チタンへの吸収分割

#### <分割会社>

名称：新日鐵住金株式会社  
住所：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
代表者：代表取締役会長 兼 CEO 宗岡 正二  
資本金：419,524百万円

#### <承継会社>

名称：日鉄住金直江津チタン株式会社  
住所：新潟県上越市港町二丁目12番1号  
代表者：代表取締役社長 谷奥 俊  
資本金：20百万円（分割により増加する資本金；112百万円）  
設立日：平成25年9月26日  
吸収分割契約効力発生予定日：平成26年4月1日

- ・日鉄住金直江津チタンの出資の受入れ

増資額：136百万円（うち、68百万円を資本金へ組み入れ）  
増資前の資本金：20百万円  
増資後の資本金：200百万円（分割により増加する資本金112百万円を含む）  
増資の方法：新日鐵住金が分割するEB炉に関する事業を承継した後、東邦チタニウムに対して第三者割当増資を実施。  
増資予定日：平成26年4月1日

### (経営支援)

- ・新日鐵住金

同社は直江津製造所にて遂行するEB炉に関する事業を会社分割し、設備（EB炉）及びそれに係る技術・ノウハウを承継させるとともに、同分野に知見を有する役職員を派遣します。

- ・東邦チタニウム

同社は、日鉄住金直江津チタンの第三者割当増資を引き受けます。さらに、当該事業の知見を有する役職員の派遣を行い、保有する溶解に係る技術・ノウハウについても支援を行います。

なお、産業競争力強化法の事業再編の実施に関する指針四イ（1）で定める事項を計画期間中、実施することとします。

### (新たな需要の相当程度の開拓)

新日鐵住金および東邦チタニウムの経営資源を融合させ、EB炉にてチタン合金の溶解を行うことで、スクラップを多用した安価かつ高品位な一次インゴットを製造し、その後、VAR炉を用いて二次溶解を行います。これにより、国際競争力を備えた高品位チタン合金を製造し、航空機向けチタン合金の販売を拡大させていきます。

また、EB炉によりスクラップを多用する生産方式を活用することで、商品等製品1単位当たりの製造原価を9%削減することを目標とします。さらに外国における新需要の開拓としては、EB炉とVAR炉の活用による低コストと高品質を武器に、全売上高に占める航空機向けチタン合金の海外向けの売上高割合を50%となるよう増加させ、事業再編の実施に関する指針四イ

(4) (ii) を満たすことを目標とします。

(2) 特定事業再編を行う場所の住所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

新日鐵住金株式会社

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目3番5号

東邦チタニウム株式会社

新潟県上越市港町二丁目12番1号

日鉄住金直江津チタン株式会社

(3) 特定会社に関する事項

名称：日鉄住金直江津チタン株式会社

新日鐵住金の完全子会社である同社が、東邦チタニウムからの出資を受け入れるため、法第2条第12項第2号ニに該当します。

特定事業再編を実施するための措置を実施した後の出資比率：

新日鐵住金が発行済み株式総数の66%を、東邦チタニウムが34%を保有します。

(4) 特定事業再編を実施するための措置の内容

別表1のとおり

5. 特定事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成26年4月

終了時期：平成36年3月

6. 特定事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 特定事業再編の開始時期の従業員数（平成26年3月時点）

新日鐵住金 24,538名

東邦チタニウム 886名

(2) 特定事業再編の終了時期（生産性の向上の目標年度終了（平成28年3月）時点）の従業員数

新日鐵住金 24,783名

東邦チタニウム 865名

日鉄住金直江津チタン 28名

(3) 特定事業再編に充てる予定の従業員数

新日鐵住金 38名

東邦チタニウム 16名

日鉄住金直江津チタン 28名

(4) (3) 中、新規に採用される従業員数

新規採用予定なし

(5) 特定事業再編に伴い出向または解雇される従業員数

出向予定人員数 28名

転籍予定人員数 なし

解雇予定人員数 なし

7. 特定事業再編に係る競争に関する事項

特定事業再編を実施しても、計画の対象となる事業の属する事業分野において、適正な競争は確保される。

別表 1

## 特定事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第12項第1号の要件		
<p>ニ 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ</p>	<p>・日鉄住金直江津チタン(株)への吸収分割</p> <p>① 分割会社          名称：新日鐵住金株式会社          住所：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号          代表者：代表取締役会長 兼 CEO 宗岡 正二          資本金：419,524 百万円</p> <p>② 承継会社          名称：日鉄住金直江津チタン株式会社          住所：新潟県上越市港町二丁目12番1号          代表者：代表取締役社長 谷奥 俊          資本金：20 百万円（分割により増加する資本金：112 百万円）          設立日：平成 25 年 9 月 26 日          吸収分割契約効力発生予定日：平成 26 年 4 月 1 日</p> <p>③ 発行する株式を引き受ける者：新日鐵住金株式会社</p> <p>・東邦チタニウム(株)からの出資の受入れ</p> <p>① 出資者          名称：東邦チタニウム株式会社          住所：神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目3番5号          代表者：代表取締役社長 杉内 清信          資本金：11,963 百万円</p> <p>② 出資を受け入れる完全子会社          名称：日鉄住金直江津チタン株式会社          住所：新潟県上越市港町二丁目12番1号          代表者：代表取締役社長 谷奥 俊</p> <p>完全子会社(一の事業者がその設立の日から、引き続き発行済株式の全部を有する株式会社)である事について          設立日以降の株主          名称：新日鐵住金株式会社          住所：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号          株主の有する株式の数：100 株          発行済み株式数：100 株          資本金の額：20 百万円          発行済み株式総数及び資本金の額については、設立日以降、計画申請直前まで変動なし。          尚、計画申請直前の株主名簿は添付書面のとおり。</p> <p>③ 出資財産の内容          第三者割当増資。          東邦チタニウム株式会社：金銭出資 136百万円</p> <p>④ 増加する資本金：68百万円          (資本準備金68百万円)</p> <p>⑤ 増資予定日：平成26年4月1日          なお、当該構造変更は、事業再編の実施に関する指針四イ(2)に規定するいずれにも該当するものではない。</p>	<p>租税特別措置法（特定事業再編投資損失準備金）</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第3号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第6号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>
法第2条第12項第2号の要件		
法第2条第11項第2号ロによる外国における相当程度の需要開拓	<p>合弁会社である日鉄住金直江津チタンにおいて、EB炉を活用し、スポンジチタンに対して安価なスクラップの多配合により原材料コストの引き下げに取り組み、製品一単位当たり製造原価を9%低減させる。また、EB炉活用によるコスト競争力と、VAR炉活用による高い品質により、航空機のエンジンまたは機体メーカーから、順次認定を取得・拡大させていくことで、外国における需要の開拓に努め、全売上高に占める航空機向けチタン合金素材の海外向けの売上高割合を50%となるよう増加させ、事業再編の実施に関する指針四イ(4)(ii)を満たすことを目標とする。</p>	